

カナリア・ネットワーク全国 世話人一同

化学物質過敏症・シックハウス症候群（香害を含む）の児童生徒への
学校現場での配慮に関する意見書

日頃より学校教育にご尽力をいただき、感謝申し上げます。私共は、日用品に含まれる香料等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国（CAN）と申します（2022年11月現在、会員数約590人）。

さて、この度、当会会員が、貴学校現場での子どもへの合理的配慮を求めています。CANに所属する会員は全国に点在しその窮状を訴えています。そうした被害の声と共にご勘案をお願いしたく、下記のように意見を述べさせていただきます。

記

1. 学校現場の無香料化を

<理由>

学校での「香害」は、教室内の空気中の化学物質等によって健康障害が生じるシックハウス症候群の枠組みで捉えることができる、シックスクールの問題です。

以前は、建材や備品等から放散する揮発性有機化合物（VOC）が原因物質の中心でしたが、現在は、教職員・児童生徒・保護者等が教室内に持ち込む、香り付き柔軟剤・洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤等の成分から発するVOCの割合が大きくなっているとも考えられています。すでに、柔軟剤を使用し洗濯した児童生徒の衣類や給食着などが原因となって、体調増悪を訴える子どもや保護者が全国にいます。

教育現場の環境衛生、シックハウス症候群の予防については、学校保健安全法により規定された「学校環境衛生基準」（*1）と「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）（*2）に基づいて行われています。

更に、シックハウス症候群と化学物質過敏症の児童生徒への対応に関しては、「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料―」（平成24年1月）（*3）において、具体的な留意点等が示されており、これに則って行われていることと存じます。

上記「参考資料」では、シックハウス症候群の原因になるとされる揮発性有機化合物の発生源として、「建材、家具、備品、教材、塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、化学実験・生物解剖用薬品等、洗剤、ワックス、農薬・殺虫剤、芳香剤・消臭剤等」が具体的に挙げられています。

ところが、厚生労働省からは、この「参考資料」編纂後、「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」（*4）が発表され、「香料」や「除菌や抗菌スプレー」、「柔軟剤」が、シックハウス症候群を招く可能性が示されています。現行の「参考資料」にはこれが反映されていません。自治体独

自のシックスクールマニュアルを改訂し、この点を加筆した自治体も出ています。（*5）

シックハウス症候群（香害）が高じて、誰もが化学物質過敏症を発症する可能性があります。今すぐに学校の無香料化を進めることで、児童生徒、教職員、保護者の健康をいち早く守ることができます。

教育長自らが保護者に対して、香りの強い製品の使用を控えるよう呼びかけている自治体も複数あります。

（*6）

2. 化学物質過敏症患者である児童生徒への配慮の徹底を

<理由>

化学物質過敏症を発症した児童生徒については、本人の意思に反し「教育を受ける権利」という重大な権利が損なわれています。前出の「参考資料」（*3）では、症状に応じての配慮について詳しく説明がなされています。これに則り、各学校においては、個々の児童生徒の実情に応じた配慮が適切に行われるべきことが、文科省から求められていますので、徹底をお願いします。（*7）

以上、大きく二点の意見を申し上げましたが、補足事項があります。

2であげた、個別配慮に関しては、全児童生徒の健やかな成長を守るため、世界的潮流であるインクルーシブ教育を念頭に置いていただきたいのです。柔軟剤などを使用しない環境であれば、化学物質過敏症の子どもでも、集団活動の可能性が広がります。香料（柔軟剤、洗剤）使用は各家庭のプライベートな問題です。一方、学校はパブリック=公的な場ですので、香料というプライベートなものを持ち込まないようご指導願います。

（*8）他者の嗜好で教育権の侵害が放置され続けているのが現状です。

また、化学物質過敏症患者は、障害者差別解消法（*9）の対象でもあります。「学校現場の無香料化」は、「誰一人取り残さない」というSDGsの精神にも合致するものであることも申し添えます。

<資料>

*1 「学校環境衛生基準」

https://www.mext.go.jp/content/20220407-mxt_kenshoku-100000613_3.pdf



*2 「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf

*3 「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2012/02/20/1315519_01.pdf
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2012/02/20/1315519_02.pdf



*4 「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」



(平成 26-27 年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業 科学的エビデンスに基づく「新シックハウス症候群に関する相談と対策マニュアル (改訂版)」の作成研究班)

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000155147.pdf

マニュアル 37 ページ : 生活用品・洗剤・化粧品から発生する香料 (リモネン・ピネン等)

// 211 ページ : 「除菌や抗菌スプレー」、「アロマなど匂いのきつい柔軟剤」

*5 平塚市シックスクールマニュアル

<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/common/200085716.pdf>



*6 長野県安曇野市、宮城県富谷市など複数の教育長が、保護者向け文書を発出しています。直近では、佐賀市教育長が HP 「教育長だより」 で広く呼び掛けています。

<https://www.city.saga.lg.jp/main/83996.html>



*7 文科省の国会答弁 (2021 年 4 月 12 日 第 204 国会 参議院地方創生・消費者問題特別委員会での福島みずほ議員の質問への回答から抜粋)

「文科省におきましては、各学校において個々の児童生徒等の実情に応じて個別の対応が適切に行われるように、いわゆる化学物質過敏症について取り上げた参考資料を作成いたしますとともに、教育委員会等を対象とした研修会の機会等を通じて周知を図っているところでございます。～ (中略) ～文科省としては、こうした様々な研修等の機会を通じて、引き続き各学校において個々の児童生徒の実情に応じた配慮が適切に行われるように是非ともお願いをしたいと考えております。自治体等の取組の先進的なものも含めて必要な情報提供等を行い、各自治体の取組を促してまいりたいと考えています。」

*8 岸田文雄総理の国会答弁 (2022 年 2 月 28 日 第 208 国会 参議院予算委員会第 4 号での杉久武議員の質問への回答から抜粋)

「公的な場を始め様々な場におけるこの香りへの配慮、こうしたものについて周知を図る、こうした取組も進めていかなければならないと考えます。」

*9 障害者差別解消法 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



内閣府の国会答弁 (2017 年 2 月 22 日 第 193 国会 衆議院予算委員会での高橋千鶴子議員の質問への回答から抜粋)

「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解してございます。」

以上

<連絡先>

カナリア・ネットワーク全国
<https://canary-network.org/>



お問い合わせ - カナリア・ネットワーク全国公式 (info@canary-network.org)

